不服申立て事案答申第 310 号
不服申立て事案諮問第 356 号
件名：行政文書ファイル管理簿の登録が平成 29 年個人情報審査請求の不開示(不存在)決定に関する件

答　　申

１　審議会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に係る別記に掲げる保有個人情報の開示請求について、不存在であることを理由として不開示とした決定は、取り消すべきである。

２　審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき審査請求人が令和 7 年 3 月 26 日付けで行った保有個人情報開示請求に対し、処分庁が同年 4 月 9 日付けで行った不開示決定について、該当する文書が存在するため開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由　（略）

３　処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分の内容及び理由

ア　事実経過

(ｱ) 保有個人情報開示請求の受理

令和 7 年 5 月 13 日、審査請求人は愛知県警察本部において、保有個人情報開示請求書を提出したことから、処分庁は、これを受理した。

なお、当該請求書の開示請求をする個人情報の内容欄は、

行政文書ファイル管理簿の登録が平成 29 年個人情報審査請求（住民サービス課分で私に関係する部分）（請求日現在、住民サービス課で管理するもの）

と記載されていた。

(ｲ) 開示請求に係る保有個人情報の調査

審査請求人が開示を求める保有個人情報を特定するため、愛知県警察本部警務部住民サービス課（以下「住民サービス課」という。）に備付けの令和 6 年行政文書ファイル管理簿（以下「本件ファイル管理

簿」という。）を確認したところ、「平成 29 年個人情報審査請求」という名称の行政文書ファイルは作成されておらず、存在しなかった。

よって、本件ファイル管理簿への登載が「平成 29 年個人情報審査請求」という行政文書ファイルに保存されるべき行政文書（以下「本件保有個人情報という。」は存在しなかった。

(ｳ) 本件処分

処分庁は、本件保有個人情報を保有していないため、法第 82 条第 2 項の規定に基づき、開示をしない旨の決定をし、保有個人情報不開示決定通知書により審査請求人に通知した。

イ　本件処分の理由

本件保有個人情報については、ア(ｲ)のとおり、保存されるべき行政文書ファイルが作成されていないため、保有していないものである。

法第 82 条第 2 項においては、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときには、「開示請求に係る保有個人情報を保有しないときを含む」と規定されている。

よって、本件処分は、法の規定に基づく適正な処分である。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、平成 29 年個人情報審査請求が行政文書ファイル管理簿に登録されている旨主張している。

しかしながら、上述したとおり、住民サービス課においては審査請求人が主張する「平成 29 年個人情報審査請求」という行政文書ファイルは存在しないことから、本件保有個人情報を保有していないのであり、審査請求人の主張は失当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は法の規定に基づく適正なものであり、本件審査請求に係る審査請求人の主張に理由がないことは明白であることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4　審議会の判断

(1) 本件審査請求について

処分庁は、別記に掲げる開示請求に対し、請求の対象となる保有個人情報を、「平成 29 年個人情報審査請求」という名称の行政文書ファイルに保管している審査請求人に係る保有個人情報であって、請求日現在住民サービス課が管理するものであると解している。その上で、処分庁は同名称の行政文書ファイルを作成しておらず、ファイル自体が存在しないことから、不存在を理由として不開示決定をしている。以下、本件不開示決定の妥当性について検討する。

(2) 本件不開示決定の妥当性について

当審議会で開示請求書における別記の記載内容（以下「本件記載内容」という。）について検討したところ、前記(1)のとおりに請求内容を解釈しうることは認められた。また、当審議会において処分庁から提出された行政文書ファイル管理簿を確認したところ、「平成29年個人情報審査請求」という名称の行政文書ファイルは存在しないことが認められた。

当審議会において検討したところ、本件記載内容には、「管理簿の登録が」と記載されていることからすれば、審査請求人が「平成29年個人情報審査請求」という特定のファイル名を指定せずに請求している可能性は否定できず、具体的には、本件記載内容から、「平成29年という時期に行政文書ファイル管理簿に登録された」「個人情報の審査請求」に関する情報であって、そのうち審査請求人に係るもの、すなわち審査請求人が平成29年に提出した審査請求に係る書類を請求しているという解釈も成り立つものである。

以上のように、本件記載内容について、複数の解釈が可能であることからすれば、本件の開示請求書には法第77条第3項にいう形式上の不備があるといえ、処分庁が本件記載内容の趣旨を確認せず、「平成29年個人情報審査請求」という特定のファイル名を指定していることを前提に決定を行ったことは、本件記載内容を限定的に解釈しているものと言わざるを得ない。

よって、処分庁は、書面等により補正を行った上で、改めて開示決定等を行うべきである。

(3) まとめ

以上により、「1　審議会の結論」のとおり判断する。

別記

行政文書ファイル管理簿の登録が平成29年
個人情報審査請求（住民サービス課で私に関係する部分）
（請求日現在　住民サービス課で管理するもの）

（審議会の処理経過）

年　月　日	内　　容
７．９．５	諮問（弁明書の写しを添付）
８．７．13 （第263回審議会）	審議
８．８．４ （第264回審議会）	審議
８．９．14 （第265回審議会）	審議
８．10．27	答申